大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月27日

大阪府後期高齢者医療広域連合 監査委員 村治 規行 監査委員 ホンダ リエ

監査結果報告書

1 監査の対象 給付課

2 監査の対象期間 令和4年度下半期及び令和5年度上半期。ただし、必

要に応じて令和4年度上半期以前を含む。

3 監査の実施期間 令和5年11月1日から令和6年3月6日まで

4 監査の方法

- (1)監査は、監査基準に基づき、予算経理一般、収入事務、支出事務、計数、 契約事務、財産管理を対象に行った。
- (2)監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務の執行が法令等の定めるところに従って行われているかを観点として実施した。
- (3)監査の対象のリスクについて、そのリスクの内容及び程度を踏まえ、監査を実施した。
- (4)事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて 関係職員から説明を聴取し、実施した。
- (5)監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。
- 5 監査の結果

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を行ったところ、次に掲げる委員意見を除き、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認めた。

指摘事項及び注意事項については、該当する事例は見当たらなかった。 委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。 なお、委員意見は監査実施時点のものである。

【給付課】

1 指摘事項

指摘事項に該当する事例は見当たらなかった。

2 注意事項

注意事項に該当する事例は見当たらなかった。

3 委員意見

令和5年度における監査業務結果を踏まえ、次の点を要望する。

今回特に指摘するような事項は見当たらなかったが、決裁日の未記入など不十分な文書処理が散見された。行政事務の遂行における正確性の確保、責任の明確化等の観点から適正な文書処理を徹底されたい。特に、広域連合の職員は市町村から派遣された任期のある職員であることから、異動により事務品質の継続性が失われないよう、システム機能を活用した仕組みづくりやチェック機能が働く体制の構築などを検討されたい。

また、市町村に委託している健康診査業務について、第三者に再委託を行う場合の手続きに関し、契約書には、業務を第三者に再委託してはならないこと、ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでないこと、再委託する場合は再委託届出書を提出するものとする、旨の記載がある。これに基づき市町村から再委託届出書の提出があったものの、広域連合において再委託を承認したことのプロセスが確認できないものがあった。再委託の承認については、届出書の受理決裁を行うなど、その意思決定が確実になされていることが確認できるように努められたい。